

## 第 8 4 号議案

足立区障がい者通所支援施設条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区障がい者通所支援施設条例の一部を改正する条例

足立区障がい者通所支援施設条例（平成 2 1 年足立区条例第 1 5 号）  
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を削る。

第 6 条第 2 号中「及び第 3 号」を削り、同条第 3 号を削る。

第 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「(第 6 条第 1 号イ及びウ並びに第 2 号イ及びウに規定する者を除く。)」を削り、同項第 1 号中「、第 2 号及び第 3 号」を「及び第 2 号」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同項第 2 号とする。

第 1 7 条を第 1 8 条とし、第 1 6 条の次に次の 1 条を加える。

（福祉施設指定管理者等評価委員会への諮問）

第 1 7 条 指定管理者の管理運営について適切な評価を行うため、足立区福祉施設指定管理者等評価委員会条例（平成 2 7 年足立区条例第 号）第 1 条に規定する足立区福祉施設指定管理者等評価委員会に諮問するものとする。

別表就労移行支援事業所の項中「就労移行支援事業所」を「生活介護事業所（作業訓練型）」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 7 条を第 1 8 条とし、第 1 6 条の次に 1 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

( 提案理由 )

指定管理者の管理運営の評価を福祉施設指定管理者等評価委員会に諮問するとともに、大谷田就労支援センターで実施する事業の変更に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。